

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年2月3日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/3

(ポイント)

● 2月2日、イスラエル保険省より新型コロナウイルスに関する入国制限等の拡散防止措置について追加対応が発表されました。なお、同発表における「イスラエル居住者」の具体的な意味が不明なため、この中に長期滞在等の邦人も含まれるかについては、当館から具体的に現在確認中であり、内容が確認され次第、追加の情報提供を行います。

2月2日、イスラエル保険省は、新型コロナウイルスのイスラエルへの拡散防止として、以下の対応を行うことを発表しました。

- 1 イスラエル居住者ではない、過去14日間中国に滞在した者への入国を拒否することを可能とする。
- 2 さらに、過去14日間中国に滞在したイスラエル居住者は、中国出発後14日まで自宅待機することを義務付ける。

(イスラエル保健省)

https://www.health.gov.il/English/News_and_Events/Spokespersons_Messages/Pages/02022020_3.aspx

また、我が国からも外務省海外安全情報で、中国湖北省に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」、中国全土に「感染症危険情報レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」が発出されており、国内の新型コロナウイルスの対応状況については、厚生労働省HP等において情報提供がなされています。

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp>

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(法務省)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>